

介護保険負担限度額認定について

介護保険施設※1の入所や短期入所サービス(ショートステイ)利用の際、低所得者の方の負担が重くならないように、一定の要件を満たす方は食費と居住費の負担軽減をすることができます。(特定入居者介護サービス費)

なお、食費と居住費の負担軽減を受けるためには、市へ申請し、負担限度額認定を受ける必要があります。

(※1 介護保険施設:介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院)

○該当要件

世帯全員(別世帯の配偶者を含む。)の**住民税が非課税(非課税世帯)**であること。ただし、預貯金等の資産が一定以上ある場合は、対象外となります。

利用者負担段階	対象者	預貯金等資産要件*2
第1段階	生活保護受給者	要件なし
	世帯全員*1が住民税非課税の老齢福祉年金受給者	単身で1,000万円以下 夫婦で2,000万円以下
第2段階	世帯全員*1が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	単身で650万円以下 夫婦で1,650万円以下
第3段階①	世帯全員*1が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	単身で550万円以下 夫婦で1,550万円以下
第3段階②	世帯全員*1が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計が120万円超の方	単身で500万円以下 夫婦で1,500万円以下

*1 世帯分離している配偶者も含みます。

*2 預貯金等に含まれるものには、資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもので、詳細は裏面をご覧ください。第2号被保険者は、段階に関わらず単身:1,000万円、夫婦:2,000万円以下です。

○利用者負担段階と負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階	居住費(滞在費)						食費
	ユニット型		従来型個室		多床室		
	個室	個室的多床室	特養等	老健、医療院	特養等	老健、医療院	
第1段階	880円	550円	380円	550円	0円	0円	300円
第2段階	880円	550円	480円	550円	430円	430円	390円 (600円)
第3段階①	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円	650円 (1,000円)
第3段階②							1,360円 (1,300円)
第4段階	2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	915円	437円	1,445円

()内は、短期入所サービス(ショートステイ)または短期入所療養介護を利用した場合の食費負担限度額。

○制度を利用するには申請が必要です

介護保険負担限度額認定の制度を利用するには申請が必要です。

審査の結果、上記の条件に該当した方には「介護保険負担限度額認定証」をお送りします。

認定期間は、申請月の初日から翌年7月31日(1月以降の申請は同年)となります。

※申請時に必要となるもの

- ・介護保険負担限度額認定申請書
- ・同意書(申請書の裏面)
- ・預貯金通帳等の写し(本人および配偶者のすべての口座。それぞれの銀行名、支店、口座番号、名義のわかるページと**申請日の直近2ヶ月分の流れと最終残高のわかるページ**)

○利用者負担段階第4段階の方で軽減が認められる特例について

本人または世帯員が住民税課税であっても世帯員が介護保険施設に入所され、下記の条件に該当される場合には負担限度額が認定される場合があります。(短期入所には適用されません。)

▶対象者の要件 次の要件をすべて満たす人

- ① 世帯員が2人以上(施設入所で世帯が分かれた場合も同一世帯とみなす)
- ② 世帯員が、介護保険施設に入所し、利用者負担第4段階の居住費・食費を負担していること
- ③ 世帯員全員の公的年金等の収入金額と年金以外の合計所得金額(長期譲渡所得または短期譲渡所得の特別控除の運用がある場合は、その金額を控除した額)の合計額から、施設の利用者負担(サービス費用、居住費、食費の年間の合計)を除いた額が80万円以下であること
- ④ 世帯の預貯金等の額が450万円以下であること
- ⑤ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産のないこと
- ⑥ 介護保険料を滞納していないこと

○預貯金等資産要件について

申請に当たり、申告・確認の対象となる預貯金等資産については下表を参照してください。なお、介護保険法第203条に基づき金融機関等への照会を行います。

資産項目	対象	申告・確認方法
預貯金(普通・定期)	○	通帳の写し(ウェブサイトの写しでも可)
有価証券(株式・国債・地方債・社債等)	○	証券会社や銀行の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)等、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	○	購入先の銀行等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
投資信託	○	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
タンス預金(現金)	○	自己申告
負債(借入金・住宅ローンなど)	○	借用証書など負債額のわかる書類の写し
生命保険	×	申告の必要はありません
自動車	×	
腕時計・宝石など時価評価額の把握が困難な貴金属	×	
絵画・骨董品・不動産・家財など	×	

通帳の写しが必要な箇所

・預貯金(普通・定期等)の銀行名・支店名・口座番号・口座名義人がわかる部分。
 本人と配偶者名義のすべての通帳が対象となります。
 ※基本的には通帳の表紙をめくったページに記載があります。

総合口座通帳の場合、定期・定額・貯蓄・積立貯金等の部分が「ゼロ(なし)」の場合でも、その部分の写しが必要になります。

○○総合口座
 氏名 カツラギ イチロウ
 店番号 普通口座番号 1 2 3 4 5 6 7
 定期口座番号 8 9 0 1 2 3 4
 △△銀行 □□支店

年月日	摘要	お預り金額	お支払金額	差引残高
0X0401	ATM		20,000	1,010,000
0X0415	年金	80,000		1,090,000
0X0416	水道		5,000	1,085,000
0X0430	沈黙のソリヨ		100,000	985,000
.....				
	定期利息	2,500		990,500
.....				
0X0615	年金	80,000		1,050,000

●添付書類は、毎年の更新申請の際、提出が必要となります。